

社会福祉法人ミッションからしだね  
役員等の報酬の基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ミッションからしだねの役員及び評議員等の報酬の基準について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会、評議員選任解任委員会の出席報酬等)

第3条 役員、評議員、評議員選任解任委員が、理事会、評議員会、評議員選任解任委員会に出席したときは、1回につき3千円の報酬及び実費相当額の交通費を支払うことができる。

2 前項の会議が同日に行われたときは、原則1回分として数える。

3 定款第23条に規定する役員の報酬等の総額は、一人当たり各年度3万円を超えないものとする。

(役員、評議員の勤務報酬等)

第4条 役員、評議員が、理事会、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、第3条に規定する報酬及び交通費を支払うことができる。

2 監事が、理事会及び評議員会以外の日において、監事監査等の業務にあたった場合は、第3条に規定する報酬及び交通費を支払うことができる。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、2018年4月1日より適用する。

改正 2021年4月1日